

高齢者在宅福祉生活支援サービス

在宅の生活に支援が必要な高齢者と、その家族を支援する高齢者在宅福祉生活支援サービスについて、お知らせします。

緊急時通報システム

市内に住所を有する65歳以上で、一人暮らしで虚弱な方や、高齢者のみの世帯で、世帯員が虚弱な方など

緊急通報端末機およびペンダント型無線発信機を貸与し、急病などで緊急時にボタンを押すと、受付センターから消防署に通報が入り、迅速な救急活動を行う。

救急医療情報キット配布

健康に不安があり、65歳以上で一人暮らしの方や、高齢者のみの世帯の方など

救急医療情報キットに入れた医療情報を参考に、救急隊員が適切な対応を行う。

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊の症状が見られる認知症高齢者を介護する同居家族

①発信装置による位置探索システム
②位置探索システムを活用し、徘徊高齢者の早期発見につなげる。

③毎月利用料は市が負担、利用開始に係る費用は利用者負担

見守りシール

家族などが登録した情報を携帯電話などで読み取れるQRコードが印字された見守り

シールを配布する。見守りシールを衣服などに貼り、高齢者が徘徊した場合に、発見者がQRコードを読み取ることで、同居家族と発見者がインターネット上の伝言板を通じて連絡を取り合う。

無料※伝言板への通信にかかる費用などは利用者負担



見守りシール見本

家具転倒防止器具等取付サービス

次のすべてに該当する世帯
・市内に住所を有し、生計中心者の平成30年度の住民税が非課税

・家具転倒防止器具などを取り付けられる方がいない世帯
・次の①～④のいずれかで構成される世帯
①65歳以上の方
②身体障害者手帳1～3級を有する方
③療育手帳A～Bを有する方
④精神障害者保健福祉手帳1級を有する方

※②～④に該当する世帯は、障がい福祉課(☎428)へご相談ください。

⑤地震などによって家具が転倒することを防ぐため、家具の転倒防止器具などの取り付

けを行う。

配食・安否確認サービス

市内に住所を有する65歳以上で、安否の確認が必要で日常的に食事の用意が困難であり、次のいずれかに該当する方

①一人暮らしの方
②高齢者のみの世帯など
③昼食または夕食のいずれかを自宅へ届けるとともに、利用者の安否の確認。

利用回数
1週間に最大6回まで(利用者の状況により回数を決定)

食事内容
普通食に加え、病気療養中等などで、栄養価の調整が必要など方にはカロリーや塩分を調整した食事を配食する

紙おむつの給付サービス

市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方など

①毎月中旬に、必要とする紙おむつ1種類を決められた枚数分自宅へ届ける。

寝具クリーニングサービス

市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方(寝具の手入れができる方が同居の場合は対象外)

①寝具の乾燥殺菌(4月・10月)および丸洗い殺菌(7月・1月)

訪問美容サービス

市内に住所を有する65歳以上で、要介護4または5と認定された方

①理容師または美容師が自宅を訪問し、カットなどのサービスを提供。

高齢者居室等整備資金融資制度

市内に引き続き2年以上住所を有する方で、60歳以上の親族と同居している方など

①居室、浴室、トイレなどの増改築または改造工事をするために必要な資金の融資。

高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成制度

転居後の住宅に係る賃貸借契約の開始日から2年以内で、次のすべてに該当する世帯

①民間賃貸住宅の取り壊しなどにより民間賃貸住宅へ転居する世帯
②市内に引き続き2年以上住所を有する65歳以上の方のみの世帯
③生計中心者の当該年度分の住民税が非課税

④生活保護を受けていない世帯
⑤民間賃貸住宅へ転居する高齢者に対し、転居前後の家賃

⑥長寿介護課☎448

の差額3万円を限度に助成。

日常生活用具給付等サービス

市内に住所を有する65歳以上で一人暮らしの方など

①火災警報器、電磁調理器などの給付または貸与。
②所得税課税状況により無料(全額負担の7階層)

介護マークの配布

認知症高齢者や要介護者などの介護をしている方

①介護者が公衆トイレに付き添うときや、男性介護者が女性用衣服を購入するときなどに、介護中であることを周囲に理解してもらうために「介護マーク」を配布。



介護マーク

これらは、在宅で生活している方へのサービスです。病院に入院中の方や介護保険施設などに入所中の方は利用できません。

③各種サービスの申し込みや詳しい内容は、長寿介護課へお問い合わせください。

コミュニティ・スクール

平成30年度から、市内全小中学校に学校運営協議会が設置され、地域とともにある「コミュニティ・スクール」が始まります。

⑦問学務課☎378

コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置されている学校のことを「コミュニティ・スクール」といいます。

平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「教育委員会は、学校ごとに学校運営協議会を設置すること」が努力義務化されたことから、本市でも平成30年度から導入することになりました。

学校運営協議会

保護者や地域の方々が委員となり、学校の運営方針やさまざまな課題を協議する機関です。

本市では、委員の人数を10人以上と定め、対象学校の校長の推薦により教育委員会が任命します。

※より一層、地域とともにある学校づくりを進めるため、これまでの「学校評議員制度」から「学校運営協議会制度」へと変更になります。

学校運営協議会の主な役割

○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
○学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる
○教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる
○できる(ただし、個人を特

定した意見を除く)。

コミュニティ・スクール導入の効果など

保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映させることができます。

また、自分たちの力で学校をより良いものにしていくというとする当事者意識が高まり、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を進めることができます。

コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」を進めるための有効な手段となります。

学校運営協議会は、原則公開となります。日程などについては、各学校のホームページをご覧になるか、各学校にお問い合わせください。



学校運営協議会の様子